

## 社会保険等未加入業者の取扱いについて

静岡市では、社会保険等未加入業者の取扱いについて、次のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

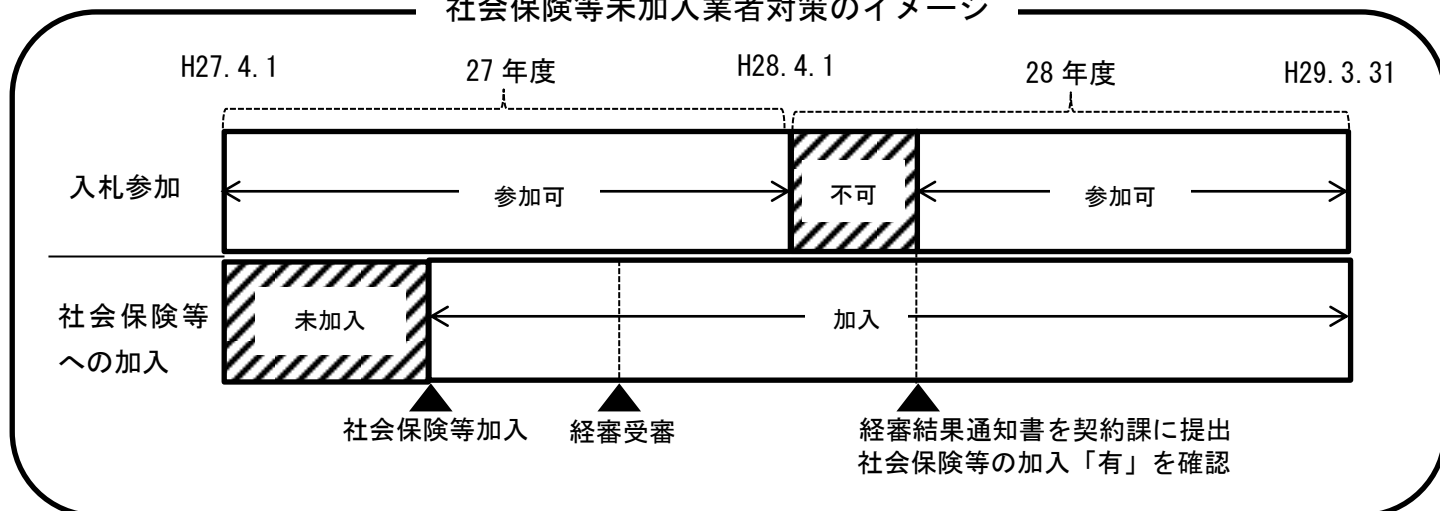
### 1 社会保険等未加入業者とは

経営事項審査の結果通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄にひとつでも「無」がある場合に社会保険等未加入業者とみなします。（3つの欄すべてが「有」又は「除外」の場合に加入業者とみなします。）

### 2 平成 27・28 年度建設工事入札参加資格審査申請（定期）での取扱い

社会保険等の加入の有無については資格要件とせずに登録を行いますが、**平成 28 年 4 月 1 日以降**に公告・発注する建設工事については、社会保険等未加入業者は入札に参加することはできません。

#### 社会保険等未加入業者対策のイメージ



### 3 平成 28 年度中における社会保険等加入の確認方法について

原則として経営事項審査の結果通知書により確認します。

### 4 平成 29・30 年度建設工事入札参加資格審査申請での取扱い

社会保険等の加入の有無を入札参加要件とし、加入していなければ登録を行いません。

#### 【お問い合わせ先】

財政局財政部契約課

工事契約係 054-221-1027

企画係 054-221-1346